○内閣府財務省告示第一号

沖縄振興開発金融公庫法施行令（昭和四十七年政令第百八十六号）第二条の規定に基づき、沖縄振興開発金融公庫法施行令第二条の規定に基づき主務大臣の指定するものを定める件（昭和四十七年総理府蔵省告示第四号）の一部を次のように改正し、平成二十四年四月一日から施行する。

平成二十四年三月三十日

内閣総理大臣　野田　佳彦
財務大臣　安住　淳

別表第二さやいんげんの項中「知念村、大里村、」を削り、「うるま市」の下に「、南城市」を加え、同表ゴーヤーの項中「知念村」を「南城市（旧知念村地区に限る。）」に改め、同表とうがんの項中「下地町、」を削り、同表小ぎくの項中「久米島町」の下に「、国頭村」を加え、同表マンゴーの項中「うるま市」の下に「、今帰仁村、八重瀬町」を加え、同表甘しょの項中「八重瀬町（旧具志頭村地区に限る。）」の下に「、うるま市」を加え、同表薬用作物の項中「佐敷町」を「南城市（旧佐敷町地区に限る。）」に改め、同表肉用牛（子牛・肥育牛）の項中「石垣市」の下に「、宮古島市」を加え、同表モズクの項中「伊平屋村」の下に「、恩納村」を加え、同表肉用牛（子牛）の項中「久米島町」の下に「、多良間村、今帰仁村」を加える。

○厚生労働省告示第百八十八号

消費生活協同組合法（昭和二十三年法律第二百号）第五十条の五、第五十条の七、第五十条の八及び第九十四条の二第三項並びに消費生活協同組合法施行規則（昭和二十三年大蔵省令、法務庁令、厚生省令、農林省令第一号）第百六十六条の三、第百七十九条第五項、第百八十四条第一項並びに第二百四十八条の三第二項及び第三項の規定に基づき、消費生活協同組合法施行規程（平成二十年厚生労働省告示第百三十九号）の一部を次のように改正する。ただし、この告示による改正後の消費生活協同組合法施行規程（以下「新告示」という。）第四条の二、第四条の五、第七条、第十条及び別表第一の規定は平成二十四年三月三十一日以後に終了する事業年度から適用し、同日前に終了した事業年度についてはなお従前の例によるものとし、新告示第二十二条の規定は平成二十五年三月三十一日以後に終了する事業年度から適用し、同日前に終了した事業年度については、なお従前の例による。

平成二十四年三月三十日

厚生労働大臣　小宮山洋子

第四条の二中「法第五十条の五に規定する共済事業を行う消費生活協同組合であってその組合員の総数が政令で定める基準を超えるもの（共同事業組合及びすべての共済契約を当該組合が会員となっている連合会に再共済に付す組合を除く。）及び共済事業を行う連合会をいう。」を「規則第百二十四条第四項に規定する特定共済組合をいう。」に改める。

第四条の五第一項第二号中「巨大災害リスク」を「巨大災害リスク（前号AからEまで及びIに掲げるリスクに係るものを除く。）」に改める。

第七条第一項第六号中「当該事業年度」の下に「（当該事業年度の期間が一年に満たない又は一年を超える場合にあっては、当該事業年度の末日前一年の期間。以下この項において同じ。）」を加える。

第十条中「関し、当該各事業年度」の下に「（当該各事業年度の期間が一年に満たない又は一年を超える場合にあっては、当該各事業年度の末日前一年の期間）」を加える。

第二十一条の次に次の一条を加える。

（貸借対照表の負債の部に計上されるべき金額の合計額を基礎として計算した金額）

第二十二条　規則第二百四十八条の三第二項及び第三項の厚生労働大臣が定めるところにより計算した金額は、貸借対照表の負債の部に計上されるべき金額の合計額から次に掲げる額の合計額を控除した金額とする。

一　法第五十条の九の価格変動準備金の額

二　規則第百七十九条第一項第三号の異常危険準備金の額

三　将来の共済金等及び契約者割戻しの支払に備えて積み立てている準備金のうち、保有する共済契約が共済事故未発生のまま消滅したとして計算した共済金等の支払相当額及び共済契約者に対し契約者割戻しとして割り当てた額の合計額を超える額

四　その他有価証券に属する資産の貸借対照表計上額と帳簿価額の差額に係る繰延税金負債に相当する額

別表第一の備考中第七号を第九号とし、第六号の次に次の二号を加える。

七　「その他のリスク（生命）」の対象金額は、普通死亡リスク、災害死亡リスク、生存保障リスク、災害入院リスク及び疾病入院リスクに係る額を除いた額とする。

八　「その他のリスク（損害）」の対象金額は、火災リスク、自動車リスク及び傷害リスクに係る額を除いた額とする。

別表第一の備考に次の一号を加える。

十　「正味経過危険共済掛金」及び「正味発生共済金額」について、算定の対象となる事業年度の期間が一年に満たない又は一年を超える場合にあっては、当該事業年度の末日前一年の期間の額とする。

○厚生労働省告示第百八十九号

特例インドネシア人看護師候補者の雇用管理、研修の実施等に関する指針（平成二十三年厚生労働省告示第百九十二号）の一部を次のように改正する。

平成二十四年三月三十日

厚生労働大臣　小宮山洋子

題名中「特例インドネシア人看護師候補者」の下に「及び特例インドネシア人介護福祉士候補者」を加える。

第一の一中「平成二十年度」の下に「及び平成二十一年度」を、「入国した者」の下に「及び平成二十年度にインドネシア人介護福祉士候補者として入国した者」を加え、「特例インドネシア人看護師候補者」を「特例インドネシア人看護師候補者等」に、「平成二十三年度試験」を「平成二十三年度看護師試験」という。）並びに平成二十四年度に実施される看護師国家試験（以下「平成二十四年度看護師試験」という。）及び介護福祉士国家試験（以下「平成二十四年度介護福祉士試験」に改め、「同じ。」の下に「及び介護福祉士の資格（社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）に基づく介護福祉士の資格をいう。以下同じ。）」を加える。

第一の二の1から3まで以外の部分中「3」を「8」に改め、同1から同3までを削り、第一の二に1から8までとして次のように加える。

1　特例インドネシア人看護師候補者等　特例インドネシア人看護師候補者及び特例インドネシア人介護福祉士候補者をいう。

2　特例インドネシア人看護師候補者　特例インドネシア人第一陣看護師候補者及び特例インドネシア人第二陣看護師候補者をいう。